毎週火・金曜日発行

公共測量の実施

示

目

次

公

保安林予定森林 (四件)

特定非営利法人の定款変更の認証申請に係る縦覧

開発行為の関する工事の完了

報

**へ**森 林 整 備

(環境生活総務課)

Ξ

用 地 対 策 課 Ξ

都 市 画 Ξ

示

告

島根県告示第七百九十号

島

三十条の二第一項の規定により告示する。 次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

(-) 保安林予定森林の所在場所

浜田市後野町一六、三一の一、三一の二、三二の一、三二の二、一九九〇、一九九

一、一九九二の一から一九九二の四まで、河内町三一一〇の五

指定の目的

土砂の流出の防備

(≡) 指定施業要件

立木の伐採の方法

(1)

第 五〇 七号

0

平成十五年九月二十四日

(火曜日)

課

土砂の崩壊の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

覧に供する。

島根県告示第七百九十一号

三十条の二第一項の規定により告示する。 次の森林を保安林予定森林としたから、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

平成十五年九月二十四日

島根県知事 澄 田

信

義

飯石郡掛合町大字波多七八三、九七三の二、一八七九の二一

0

主伐は、択伐による

(2)(1) 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度次のとおりとする。

二一 保安林予定森林の所在場所

の一、イ四七四、イ四七五の一からイ四七五の三まで、イ四七六の一、イ四七六の まで、竹迫町二七八二 二、イニ三〇七の一からイニ三〇七の五まで、イニ三〇八の一からイニ三〇八の五 浜田市上府町イ四六九、イ四六九の一、イ四七〇、イ四七一、イ四七三、イ四七三

指定の目的

指定施業要件

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦

保安林予定森林の所在場所

平成15年9月24日

水源のかん養

指定の目的

- 指定施業要件 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種ののとおりとする。

覧に供する。) (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び掛合町役場に備え置いて縦

島根県告示第七百九十二号

三十条の二第一項の規定により告示する。 次の森林を保安林予定森林としたから、森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

平成十五年九月二十四日

保安林予定森林の所在場所

澄 田 信 義

島根県知事

簸川郡多伎町大字奥田儀四九二、四九三、 四九三の一、五〇〇、五〇〇の二、五〇五

の一、一〇五九、一〇六三の一、一二八二

二指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- 2 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

島根県告示第七百九十三号

覧に供する。)

(「次のとおり」は、

省略し、その関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

次の森林を保安林予定森林としたから、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第

三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年九月二十四日

保安林予定森林の所在場所

那賀郡三隅町大字向野田四七八、四七八の一、四七九、一九三〇、一九三二、一九

島根県知事

澄

田

信

指定の目的

三二の一、一九三三から一九三六まで

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする

二一 保安林予定森林の所在場所 那賀郡三隅町大字河内一五三六の四、一六七三の三、一六八五の一

指定の目的

指定施業要件 土砂の崩壊の防備

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

県 報 島 根 平成15年9月24日 第1,507号 (3) 兀 Ξ 五 七 六 次のとおり縦覧に供する 変更の認証申請があったので、 覧に供する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定に基づき定款の の高齢者に対して、痴呆対応型共同生活介護事業を行い、保健、医療又は福祉の増進 に寄与することを目的とする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び三隅町役場に備え置いて縦 縦覧期間 縦覧に供する書類 定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 申請に係る特定非営利活動法人の名称 申請のあった年月日 平成十五年九月二十四日 申請書を受理した日から二月間 変更後の定款、事業計画書、収支予算書 邇摩郡仁摩町大字仁万町九四〇番地六 大平明義 特定非営利活動法人 平成十五年九月十日 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 この法人は、要支援、要介護の高齢者に対して、訪問介護に関する事業並びに要介護 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、 公 訪問介護ステーションやすらぎ 次のとおりとする。 同条第五項において準用する第十条第二項の規定により、 島根県知事 告 澄 田 信 義 = Ξ する。 八 三十六条第三項の規定により公告する。 知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告 項の規定により、公共測量の実施について島根県高規格道路事務所長から次のとおり通 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第 次の開発行為に関する工事が完了したので、 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域 平成十五年九月二十四日 作業地域 平成十五年九月九日から平成十五年十月三十一日まで 作業期間 作業種類 平成十五年九月二十四日 県政情報センター (県庁南庁舎 縦覧場所 大原郡大東町大字養賀八三四番地四 松江市西尾町 公共測量 (道路計画図作成) 特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所 大東町土地開発公社 大原郡大東町大字大東一六六三番地 面積三、 七三三・七〇平方メートル 理事長 内田孝志 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第 島根県知事 島根県知事 澄 澄 田 田 信 信 義 義

	平成15年 9 月24日	島	根	県	報	第1,507号 (4)
平成十五年九月二十四日発行平成十五年九月二十四日印刷						毎週火・金曜日発行
十四日発						行
発行者						
島						
根						
県						
印発 行 刷所						
松江市学園南松 江 市 殿 町						
松陽印刷所島 根 県 庁						
定価一箇月(金二千四百二十円(送料共)						
<u>#</u>						